

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
株式会社岩村	代表取締役 岩村 謙二	高知県知事許可 (般・特-4)第 6251 号	高知市塚ノ原 334-1

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 8 年 1 月 16 日から令和 8 年 2 月 15 日まで (1 月)
指名停止の理由	<p>高知土木事務所が当該事業者が発注した「県道高知北環状線外 2 線道路植栽維持委託業務（道維第 05-03-5 号）」において、令和 6 年 10 月 7 日に、墜落防止のための必要な措置を講じていなかったことにより、高木剪定に従事していた下請事業者の従業員が墜落したうえ、その影響により死亡する事故が生じた。</p> <p>また、このことが労働安全衛生法に違反するとして、当該従業員を雇用していた下請事業者が、高知区検察庁に略式起訴され、令和 7 年 7 月 1 日に高知簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことが判明した。</p> <p>これらのことに関し、下請負人の監督、現場管理について、当該事業者の責は免れ得ないことから、指名停止を行う。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 1 の第 7 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当 同要綱の取扱いの別表第 1 関係 4 の（3）（県発注工事に係る工事関係者事故）に該当</p>

□